

第22期第17回福岡県有明海区漁業調整委員会次第

1 日 時 令和5年8月2日（水） 14：00

2 場 所 福岡県有明海水産会館
（柳川市三橋町高畑 271 TEL 0944-73-6166）

3 議 題

- (1) 農林水産大臣管轄漁場における共同漁業権、区画漁業権の免許について（諮問）
資料1
- (2) 福岡県有明海区における共同漁業権、区画漁業権の免許について（諮問）
資料2
- (3) じょれん及びふるいの目合の制限にかかる委員会指示について（協議） 資料3
- (4) 第380回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会について（報告） 資料4
- (5) 福岡県有明海区漁業調整委員会指示第111号にかかる違反について（協議）
資料5-1、資料5-2
- (6) その他

4水管第2546号-10
令和5年7月18日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 殿

農林水産大臣 野村 哲郎

農林水産大臣が権限を行使する漁場における漁業の免許に係る諮問について

令和5年4月28日付け4水管第2546号-8をもって農林水産大臣が権限を行使する漁場の海区漁場計画を公示したところ、別表のとおり免許申請があったため、当該申請者に免許することについて、漁業法（昭和24年法律第267号）第70条及び第183条第1項の規定に基づき貴委員会の意見を求める。

なお、意見は令和5年8月4日までに提出願いたい。

免許申請者一覧表

漁業権番号	申請者		備考
	住所	氏名又は名称	
農共第1号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	代表者
	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第201号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	
農区第202号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	
農区第203号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	
農区第204号	佐賀県佐賀市西与賀町大字厘外821番地4	佐賀県有明海漁業協同組合	
農区第207号	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第208号	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第209号	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第210号	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第211号	福岡県柳川市三橋町高畑271番地	福岡有明海漁業協同組合連合会	
農区第212号	福岡県大川市大字新田1317番地の2 1318番地	川口漁業協同組合	代表者
	福岡県大川市大字小保1013番地1	大川市漁業協同組合	
農区第213号	福岡県大川市大字新田1317番地の2 1318番地	川口漁業協同組合	代表者
	福岡県大川市大字小保1013番地1	大川市漁業協同組合	

資料 2

(22期17回有明漁調委)

(令和5年8月2日)

5漁管第813号

令和5年7月28日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司 様

福岡県知事 服部 誠太郎
(農林水産部水産局漁業管理課)

有明海区における共同及び区画漁業の免許について (諮問)

このことについて、漁業法(昭和24年法律第267号)第70条の規定に基づき、下記のとおり諮問します。

記

令和5年5月19日福岡県告示第324号によって、福岡県有明海区漁場計画の内容等を公表するとともに、漁業の免許予定日及び申請期間等を公示したところ、別添一覧表のとおり免許申請があったので、貴委員会の意見を求めます。

令和5年度区画漁業免許申請一覧表

○共同漁業

漁業の内容	免許番号	申請者	適格性		適格性の有無 (B)≥(C)であるか	総会の議決						可否決の別 ※特別議決要件 (2/3以上必要) (C)≥(B)であるか	申請受付年月日		
			関係地区に住所を有し、1年以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数 (A)	関係地区内に住所を有する組合員であつて、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数 (B)		A×2/3 (C)	総会開催年月日	総会日における組合員(会員)数		出席した組合員(会員)数				議決権数 (A)	A×2/3 (B)
共同漁業権	有共第1号	福岡有明海漁連	1,077	1,077	有	R5.7.3	正 17	准 0	正 16	准 0	26	18	25	可決	R5.7.3

○区画漁業(新規)

漁業の内容	免許番号	申請者	適格性		適格性の有無 (B)≥(C)であるか	総会の議決						可否決の別 ※特別議決要件 (2/3以上必要) (C)≥(B)であるか	申請受付年月日		
			関係地区に住所を有し、1年以上沿岸漁業を営む者の属する世帯数 (A)	関係地区内に住所を有する組合員であつて、1年に90日以上沿岸漁業を営む者の世帯数 (B)		A×2/3 (C)	総会開催年月日	総会日における組合員(会員)数		出席した組合員(会員)数				議決権数 (A)	A×2/3 (B)
のり養殖業、かき垂下式養殖業	有区第31号	福岡有明海漁連	1,077	1,077	有	R5.7.3	正 17	准 0	正 16	准 0	26	18	25	可決	R5.7.3
あさり養殖業、あさり地まき式養殖業	有区第305号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

○区画漁業(継続)

漁業の内容	免許番号	申請者	適格性		適格性の有無 (B)≥(C)であるか	総会の議決						可否決の別 ※特別議決要件 (2/3以上必要) (C)≥(B)であるか	申請受付年月日		
			関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数 (A)	関係地区に住所を有する組合員であつて、当該漁業を営む者の属する世帯数 (B)		A×2/3 (C)	総会開催年月日	総会日における組合員(会員)数		出席した組合員(会員)数				議決権数 (A)	A×2/3 (B)
かきひび建養殖業	有区第1号	柳川	6	6	有	R5.6.17	正 65	准 21	正 63	准 1	63	42	62	可決	R5.7.10
のり養殖業	有区第2号	福岡有明海漁連	419	419	有	R5.7.3	正 17	准 0	正 16	准 0	26	18	25	可決	R5.7.3

漁業の内容	免許番号	申請者	適格性				総会の議決						可否の別 ※特別議決要件 (2/3以上必要) (C)≥(B)であるか	申請受付年月日		
			関係地区に住 所を有し、当該 漁業を営む者 の属する世帯 数 (A)	関係地区に住 所を有する組 員であつて、 当該漁業を営 む者の属する 世帯数 (B)	A×2/3 (C)	適格性の 有無 (B)≥(C) であるか	総会開催 年月日	總會日にお ける組合員 (会員)数	出席した組 合員(会員) 数	議決 権数 (A)	A×2/3 (B)	賛成 数 (C)				
のり養殖業	有区第3号	福岡有明海漁連	419	419	280	有	R5.7.3	17	0	16	0	26	18	25	可決	R5.7.3
	有区第4号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第5号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第6号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第7号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第8号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第9号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第10号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第11号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第12号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第13号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第14号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第15号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第16号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第17号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第18号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第19号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第20号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第21号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第22号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第23号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第24号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第25号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第26号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第27号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第28号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第29号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第30号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第32号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第33号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第34号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第35号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第36号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第37号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

漁業の内容	免許番号	申請者	適格性				総会の議決						可否決の別 ※特別議決要件 (2/3以上必要) (C)≥(B)であるか	申請受付年月日
			関係地区に住所を有し、当該漁業を営む者の属する世帯数 (A)	関係地区に住所を有する組合員であつて、当該漁業を営む者の属する世帯数 (B)	A×2/3 (C)	適格性の有無 (B)≥(C)であるか	総会開催年月日	總會日における組合員数 (組合員)数	出席した組合員 (組合員)数	議決権数 (A)	A×2/3 (B)	賛成数 (C)		
のり養殖業	有区第38号	福岡有明海漁連	419	419	280	有	R5.7.3	正 17 准 0	正 16 准 0	26	18	25	可決	R5.7.3
	有区第39号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第40号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第41号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第42号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第43号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第44号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第45号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第46号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第48号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
あさり地まき式養殖業	有区第301号	福岡有明海漁連	1,077	1,077	718	有	R5.7.3	正 17 准 0	正 16 准 0	26	18	25	可決	R5.7.3
	有区第302号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第303号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"
	有区第304号	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"	"

(現行)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第113号

漁業法(昭和24年法律第267号)第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和4年9月13日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 1 採捕の制限(じょれん及びふるいの目合の制限)
 - (1) アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル(3分9厘)以下のものを使用してはならない。
 - (2) アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル(3分9厘)以下のものを使用してはならない。
- 2 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 3 指示の有効期間
令和4年10月1日から令和5年8月31日まで

(原案)

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第1 1 4号

漁業法（昭和24年法律第267号）第120条第1項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるアサリ資源の保護及び乱獲を防止するため、次のとおり指示する。ただし、試験研究機関等が試験研究のためにアサリを採捕する場合は、この限りではない。

令和5年8月 日（公報登載日）

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

- 1 採捕の制限（じょれん及びふるいの目合の制限）
 - （1）アサリを採捕するじょれんの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
 - （2）アサリを選別するふるいの縦目の目合は、内のり1.2センチメートル（3分9厘）以下のものを使用してはならない。
- 2 指示の適用海域
福岡県有明海区海面
- 3 指示の有効期間
令和5年9月1日から令和8年8月31日まで

第380回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会次第

日 時：令和5年7月19日（水）15:00～
場 所：佐賀県水産会館 大会議室
（佐賀市西与賀町厘外 821 番地の 4）

1. 開 会

2. 会長挨拶

3. 議 題

- (1) 令和5年度機船船びき網（えび2そう船びき網）漁業に係る許可の取扱いについて（協議）
- (2) 令和5年度ビゼンクラゲの操業について（報告）
- (3) その他

4. 閉 会

第380回福岡佐賀有明海連合海区漁業調整委員会の審議結果（概要）

議題1 令和5年度機船びき網（えび2そう船びき網）漁業に係る許可の取り扱いについて（協議）

（結果）

両県事務局より両県の漁業許可方針について、また両県委員よりそれぞれの単海区委員会における審議の結果について報告。福岡、佐賀両県とも相手県の許可方針（案）に対し異議はなく、原案のとおり承認。

議題2 令和5年度ビゼンクラゲの操業について（報告）

（結果）

事務局より、令和5年度ビゼンクラゲの採捕開始日について報告。

議題3 その他

次回の開催予定時期について事務局より報告。

福岡県有明海区漁業調整委員会指示第 1 1 1 号

漁業法（昭和 24 年法律第 267 号）第 120 条第 1 項の規定に基づき、福岡県有明海区におけるビゼンクラゲ漁業の調整を図るため、当該魚種の採捕について次のとおり指示する。ただし、試験研究機関が試験研究のために採捕する場合はこの限りでない。

令和 4 年 5 月 24 日

福岡県有明海区漁業調整委員会会長 半田 亮司

1 指示の適用海域

福岡県有明海区海域（農林水産大臣の管轄する漁場を含む）

2 指示の内容

(1) 6 月 1 日から 6 月 30 日まで及び 11 月 1 日から翌年 5 月 31 日までの期間は採捕してはならない。

(2) 採捕可能な期間において次の区域で採捕してはならない。

次のア、イ、ウ、エ、オ、カ、キ、ク及びアの各点を順次に結んだ直線によって囲まれた区域。

(世界測地系)

ア 北緯 33 度 05 分 39 秒、東経 130 度 21 分 46 秒

イ 北緯 33 度 05 分 08 秒、東経 130 度 21 分 41 秒

ウ 北緯 33 度 04 分 48 秒、東経 130 度 21 分 40 秒

エ 北緯 33 度 03 分 51 秒、東経 130 度 21 分 25 秒

オ 北緯 33 度 03 分 51 秒、東経 130 度 21 分 33 秒

カ 北緯 33 度 04 分 48 秒、東経 130 度 21 分 47 秒

キ 北緯 33 度 05 分 08 秒、東経 130 度 21 分 49 秒

ク 北緯 33 度 05 分 39 秒、東経 130 度 21 分 54 秒

(3) 採捕可能な期間において当該魚種の採捕を目的として固定式さし網漁業を使用する場合、漁具は 1 隻 1 統とする。また、網漁具の総延長は 250 メートル（仕立て上り）以下、網丈は 9 メートル以下、網の目合は 20 センチメートル以上とする。なお、夜間にあつては当該漁具の両端に設置した旗に電灯その他の照明による漁具の標識を設けなければならない。

(4) 傘幅 40 センチメートル未満は採捕してはならない。

3 指示の有効期間

令和 4 年 6 月 1 日から令和 7 年 5 月 31 日まで

(参考図)

